



東播磨・北播磨・丹波（加古川流域圏） 地域総合治水推進計画の改定概要

Ⅰ 地域総合治水推進計画改定のポイント

■計画策定（平成26年度）から計画期間の10年が経過するため、計画を改定

1 各機関の今後10年間の取り組み内容を記載

○河川・下水道対策、流域対策、減災対策のこれまでの取組実績や課題を踏まえ、**今後10年間の取り組み内容**を記載。

2 社会情勢の変化、法令の改正等による変更

○気候変動を踏まえた治水対策の必要性を盛り込む。

○国の流域治水の取組、特定都市河川浸水被害対策法の改正等、**最新の社会情勢を踏まえた更新**を図る。

3 計画に記載しているデータ等の時点修正

○計画地域の概要、現状と課題等の記載について、統計データ等の**時点修正や表現の適正化**を図る。

II 地域総合治水推進計画の構成

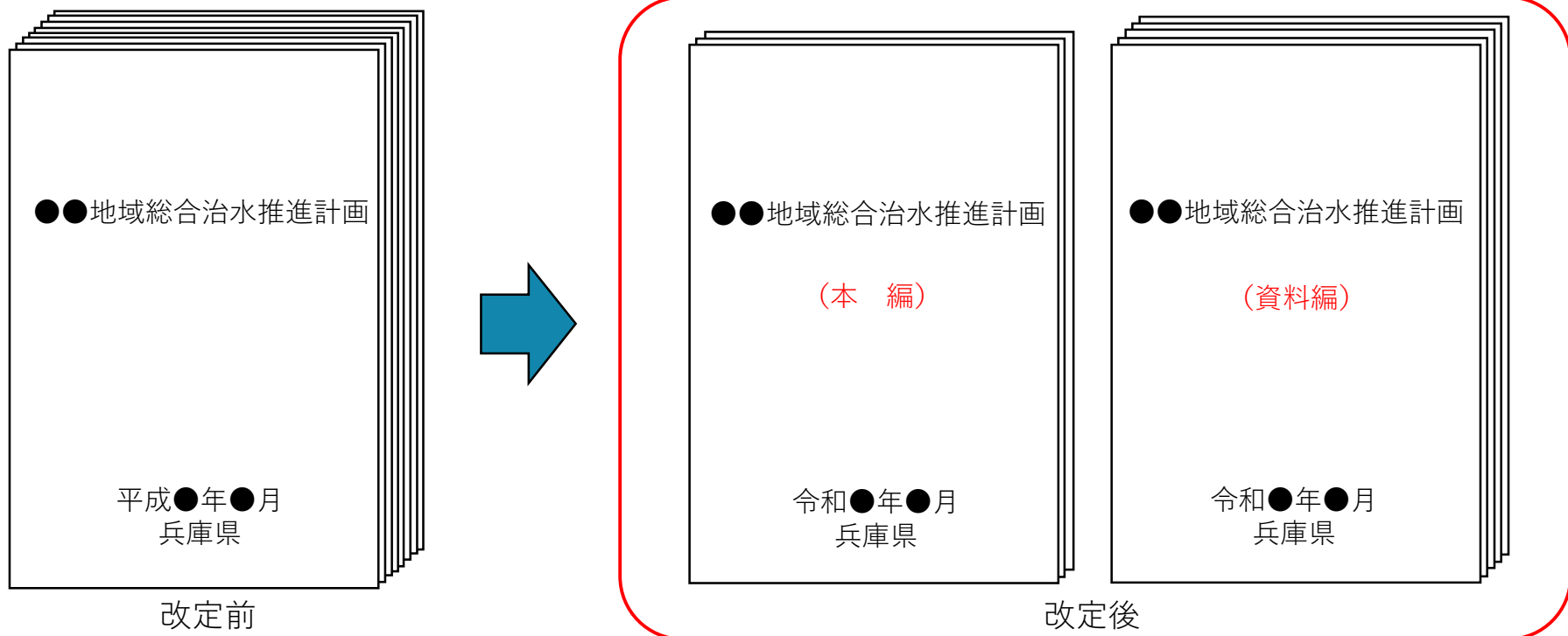
■計画の構成をわかりやすくするため、本編と資料編の2部構成とする。

(現計画の課題)

○現計画は、地形、気象、歴史文化などに加え、既往計画など記載内容が多いため（約190ページ）、計画の構成をわかりやすくする必要がある。

○計画改定のたびに過去の実績を上書きすると、実績が削除されてしまう。

(特に流域対策は実績の蓄積が重要)



II 地域総合治水推進計画の構成

■本編と資料編の記載内容について

●●地域総合治水
推進計画

(本 編)

令和●年●月
兵庫県

(本編)

- 改定趣旨、総合治水の基本的な目標
- 総合治水の推進に関する基本的な方針
- 河川・下水道対策、流域対策、減災対策
 - 各機関の今後10年間の取組
- 環境の保全と創造への配慮
- 各モデル地区の今後10年間の取組

●●地域総合治水
推進計画

(資料編)

令和●年●月
兵庫県

(資料編)

- 関連計画の概要、計画地域の概要、浸水被害の発生状況
- 河川・下水道対策、流域対策、減災対策
 - 各機関のこれまでの取組
- 各モデル地区の概要
- 他地域での総合治水対策の効果事例

II 計画の主な改定内容

■本編と資料編の主な改定内容について

(本編)

項目	改定内容
はじめに	・ 気候変動、社会情勢を踏まえた記載に修正
1 計画地域の概要	・ 現状を踏まえた記載に修正
2 総合治水の基本的な目標に関する事項	・ 現状を踏まえた記載に修正
3 総合治水の推進に関する基本的な方針	・ 気候変動、社会情勢を踏まえた記載に修正
4 河川・下水道対策	・ 今後 10 年間の取組みを記載 ※ これまでの取組み、全体計画は資料編に記載
5 流域対策	
6 減災対策	
7 環境の保全と創造への配慮	・ 社会情勢を踏まえた記載を追記
8 総合治水を推進するにあたって必要な事項	・ 社会情勢を踏まえた記載を追記
9 モデル地区等における取り組み	・ 今後 10 年間の取組みを記載 ※ 各モデル地区の概要、これまでの取組みは資料編に記載

(資料編)

項目	改定内容
1 計画地域の概要	・ 関連計画の概要を記載 ・ データ等の時点修正
2 大雨による浸水被害の発生状況	・ データ等の時点修正
3 これまでの取り組み 3-1 河川・下水道の整備状況 3-2 流域対策 3-3 減災対策 3-4 モデル地区等における取り組み	・ これまでの取組みを時点修正 ・ 各モデル地区における概要、これまでの取り組みを記載
4 地域総合治水推進計画の改定履歴	・ データ等の時点修正
5 他流域での総合治水対策の効果事例	・ 他流域での総合治水対策の効果事例を記載

III 計画(本編)の主な改定内容

3 総合治水の推進に関する基本的な方針 本編P. 6

3 総合治水の推進に関する基本的な方針

3-1 全般

(1) 主体毎の取り組み方針

国、県、市町は、河川や下水道の整備・維持を行うことはもちろんではあるが、互いに連携を図りながら、県民と協働して流域対策、減災対策を推進する。

特に、県が重点的に推進する事前防災対策については、「ひょうごインフラ整備プログラム」に基づき実施する。このほか、総合治水に資する山地防災・土砂災害対策や、高潮、津波対策、インフラメンテナンス等については各分野別計画等に基づき実施する。

県民は、自ら流域対策や減災対策に取り組むよう努め、行政が実施する総合治水に関する施策に協力する。

- 県の責務 …… 総合治水に関する総合的・計画的な施策の策定・実施。
- 市・町の責務 … 各地域の特性を生かした施策の策定・実施。
- 県民の責務 …… 雨水の流出抑制と浸水発生への備え。
行政が実施する総合治水に関する施策への協力。

国は、河川管理者として、総合治水の推進について、県及び市町と連携していく。

(2) 社会情勢の変化への対応

浸水被害の発生、法改正等の社会情勢の変化、気候変動への対応等を踏まえた新たな取組について、国、県、市町及び県民が連携、協力し、取り組みを推進する。現在、気候変動への対応の一環として、「特定都市河川浸水被害対策法（令和3年改正）」に基づく特定都市河川の指定及び流域水害対策計画の策定について、国、県、市町が参画する加古川水系流域治水協議会で検討中であり、本計画地域においても、検討結果を踏まえた取り組みを進めていく。

また、現在、世界中で持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた取り組みが進められている。総合治水の推進においては、この目標達成に寄与するように各対策を実施する。

さらに、人口減少や高齢化を踏まえて、防災力の更なる向上に向けた、防災の担い手の育成や施設管理操作の遠隔化・自動化、浸水センサを用いたセンサーネットワークによる水害リスクの情報共有などのIoTを活用した「デジタルトランスフォーメーション（DX）」の推進に努める。

3 総合治水の推進に関する基本的な方針

3-1 全般

(2) 社会情勢の変化への対応

- ・ 気候変動を踏まえた記載に修正。
- ・ 国の「特定都市河川浸水被害対策法」を追記。
- ・ 持続可能な開発目標(SDGs)への寄与を追記。
- ・ 防災の担い手の育成や施設管理操作の遠隔化・自動化、IoTの活用等の「DX」の推進を追記。

Ⅲ 計画(本編)の主な改定内容

4-1 河川の整備及び維持 本編P.1 1

表 2 加古川水系の今後 10 年間の河川改修

区分	河川名	整備区間	延長 (km)	主な整備内容	位置 番号	備考
上流域 ブロック	加古川	横田救急内水排水機場	—	排水機場機械設備、電気設備等老朽化対策	①	県管理区間
		稲継救急内水排水機場	—	排水機場機械設備、電気設備等老朽化対策	②	
		北和田救急内水排水機場	—	排水機場機械設備、電気設備等老朽化対策	③	
	篠山川	曾地川合流点付近～明永橋付近	4.9	掘削、護岸 他	④	
	東条川	〔篠山工区〕 神山川合流点～月江川合流点	1.9	築堤、護岸 他	⑤	
中流域 ブロック	加古川	〔西脇工区〕 堀町～福地川合流点付近	3.1	河床掘削 他	⑥	県管理区間
		〔蒲江工区〕 福地川合流点付近～畑瀬橋上流付近	2.5	築堤、河床掘削 他	⑦	
	美養川	城山橋～志染川合流点	2.5	築堤、護岸、河床掘削	⑧	
	淡河川	万代橋～尼谷川合流点付近	2.5	河床掘削、河道拡幅、護岸 他	⑨	
	千歳川	西上野橋上流約 220m～法定河川上流端	2.2	護岸、河床掘削 他	⑩	
	東条川	〔小野下流工区〕 小野大橋～六ヶ井堰	2.5	護岸、橋梁改築、河床掘削 他	⑪	
		〔小野上流工区〕 六ヶ井堰～大畑川合流点	6.4	護岸、井堰改築、河床掘削 他		
	杉原川	〔西脇工区〕 豊川橋下流～郷瀬町	1.3	護岸、井堰改築 他	⑫	
	思出川	西脇排水機場	—	排水機場機械設備、電気設備等老朽化対策	⑬	
		杉原川合流点～支援学校下流	1.3	護岸、河床掘削 他	⑭	
	加古川	来住・大島地区 (16.2k～18.6k)	2.4	河床掘削・築堤	⑮	
		社・河合地区 (26.6k～28.4k)	1.8	河床掘削、築堤、堰改築、橋梁改築	⑯	
		社・河合地区 (28.4k～30.6k)	2.2	河床掘削、築堤	⑰	
		社・滝野地区 (30.7k～32.5k)	1.8	堤防整備	⑱	
		滝野・多井田地区 (32.5k～33.8k)	1.3	河床掘削、堤防整備	⑲	
		滝野・多井田地区 (33.8k～35.0k)	1.2	河床掘削、堤防整備、橋梁改築	㉑	
		多井田地区 (35.0k～36.4k)	1.4	河床掘削、築堤	㉒	
		東条川	東条地区 (0.0k～2.0k)	2	河床掘削、築堤	
	下流域 ブロック	加古川	高砂・尾上地区 (-0.2k～2.8k)	3	河床掘削、築堤	
古新地区 (2.8k～3.8k)			1	河床掘削	㉕	
平荘地区 (3.8k～6.2k)			2.4	河床掘削、堰改築	㉖	
平荘地区 (6.2k～9.8k)			3.6	河床掘削	㉗	
別府川		〔上流工区〕 加古川市加古川町美乃利～神野町西之山	1.27	護岸、橋梁改築 他	㉘	県管理区間
水田川		播磨町北本荘～加古川市平岡町中野	0.95	河床掘削 他	㉙	

※国管理区間(加古川水系整備計画(国管理区間)平成23年12月より) ※県管理区間は、ひょうごインフラ整備プログラムより記載

(1) 河道対策 表2 加古川水系の今後10年間の河川改修

- ・加古川水系の県管理区間について、
インフラ整備プログラムに位置付けられた、
今後10年間の河川改修を記載。

- ※ 国管理区間については、全体計画を記載。
- ※ これまでの取り組み、全体計画は資料編に記載。

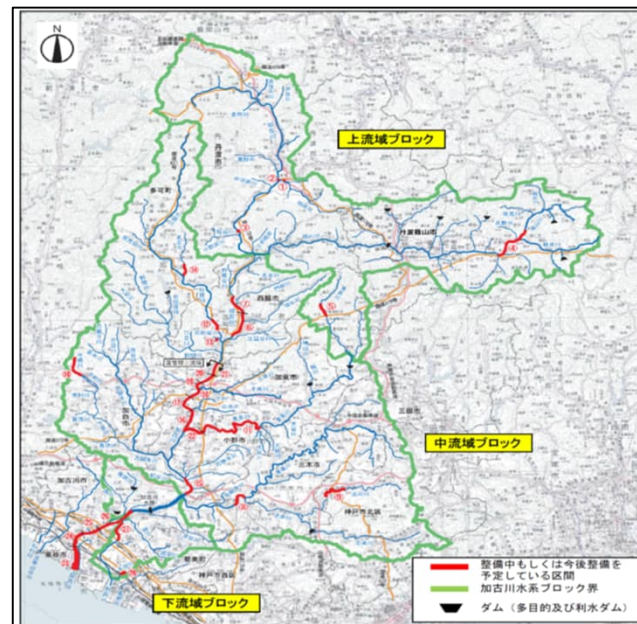


図 3 加古川水系の今後 10 年間の河川改修区間

Ⅲ 計画(本編)の主な改定内容

4-2 下水道の整備及び維持 本編P.18

表 7 市町の公共下水道事業（雨水計画）の今後 10 年間の取り組みについて

区分	市町	下水道の種別	雨水計画 区域面積	主な整備内容
中流域 ブロック	神戸市	加古川流域関連 公共下水道	1012.0ha	浸水実績に応じ雨水幹線等を整備
	西脇市	加古川流域関連 公共下水道	884ha	野村地区で検討
		特定環境保全公共 下水道	500ha	黒田庄町前坂地区、黒田庄田高地区での効果確認し必要に応じ実施
	三木市	加古川流域関連 公共下水道	1325.5ha	老朽化対策の実施を検討
		単独公共下水道	190ha	老朽化対策の実施を検討
	小野市	加古川流域関連 公共下水道	921.5ha	管渠整備
下流域 ブロック	多可町	単独公共下水道	194ha	管渠整備
	加古川市	加古川流域関連 公共下水道(合流)	1,107.2ha	管渠及びポンプ場の改築・更新
		加古川流域関連 公共下水道(分流)	2,356.5ha	管渠整備、ポンプ場の改築・更新
	高砂市	加古川流域関連 公共下水道	672ha	管渠整備
		単独公共下水道	731ha	耐震補強（ポンプ場）

表7 市町の公共下水道事業（雨水計画）の今後 10年間の取り組みについて

・ 今後10年間の主な整備内容を記載。

※ 下水道事業の概要は資料編に記載。

III 計画(本編)の主な改定内容

5-2 土地等の雨水貯留浸透機能の確保 本編P.26

表 12 学校・公園、その他大規模施設での雨水貯留浸透に関する取り組み

対象	実施主体	今後の取り組み
流域圏全体	県	・自らが管理する学校や公園、道路等の公共施設等を利用した貯留施設の整備に努める。 ・当該貯留施設の整備者と施設管理者とが管理協定を締結する等により適正な管理に努め、将来に渡る維持管理に努める。 ・雨水貯留浸透機能が特に必要と認める施設を、所有者等の理解を得た上で指定雨水貯留浸透施設として指定に努める。 ・県営住宅の建替に際して、駐車場の地盤面を下げ、雨水一時貯留等の雨水流出抑制対策を検討する。
	施設所有者・管理者	・施設の雨水貯留浸透機能を維持する。
丹波篠山市		・今後、検討する。
丹波市		・既存施設の雨水貯留浸透機能を維持する。
神戸市		・公園等の改築・修繕時にあたっては、透水性機能の確保、向上に努める。
三田市		・今後、検討する。
西脇市		・今後も雨水貯留施設の検討を行う。
三木市		・今後、検討する。
小野市		・小中学校の建て替えに併せて、雨水貯留施設設置を推進している。
加西市		・校庭浸水時の適正な復旧、地下貯留槽の管理を強化していく。 ・公共施設の新築、改築時に貯留施設や浸透施設の整備を検討する。
加東市		・小中学校の建て替えに併せて、雨水貯留施設設置を推進している。
多可町		・公共施設の新築、改築時に貯留施設や浸透施設の整備を推進する。 ・新築する多可中学校のグラウンドを雨水貯留施設として整備する。
加古川市		・引き続き公共施設の新築、改築時に貯留施設や浸透施設の整備を検討する。
高砂市		・公共施設の新築、改築時に貯留施設や浸透施設の整備を検討する。
稲美町		・今後、庁舎大規模改修時に整備を検討する。
播磨町		・公共施設の新築、改築時に貯留施設や浸透施設の整備を検討する。

表12 学校・公園、その他大規模施設での雨水貯留浸透に関する取り組み

今後10年間の取り組み ※これまでの取り組みは資料編へ

(加西市)

- ・公共施設の新築、改築に伴う貯留施設や浸透施設の検討を追記。

(加東市)

- ・小中学校の建て替えに併せて雨水貯留施設設置を推進することを追記。

(多可町)

- ・新築する多可中学校のグラウンドを雨水貯留施設として整備することを追記。

III 計画(本編)の主な改定内容

5-3 貯留施設の雨水貯留容量の確保 本編P.30～31

表 15 ため池における雨水貯留容量の確保に関する取り組み

対象	実施主体	今後の取り組み
流域圏全体	県	- 県・市町が連携し、ため池の事前放流の手検討やリーフレット作成やため池管理者講習会等により、ため池事前放流について啓発を行う。 - ため池の改修にあわせて事前放流施設の整備を行う。 - 貯水量を減じる等の適切な措置を行うことが特に必要と認める施設について、管理者の理解を得た上で、指定貯水施設として指定に努める。 - ため池の治水活用への費用補助を行う。
	施設所有者・管理者	稲作など耕作に影響がでない範囲で、ため池の事前放流に継続して取り組む。
丹波篠山市		- 県と連携し、ため池管理者講習会等を通じ、ため池管理者に適切な管理や事前放流の啓発を実施する。 - ため池の治水活用への費用補助を行う。
丹波市		- 県と連携し、ため池管理者講習会等を通じ、ため池管理者に貯留容量の大きいため池について、適切な管理や事前放流の啓発を実施する。 - ため池の治水活用への費用補助を行う。
神戸市		- 豪雨災害や地震災害の備えと地域住民の転落・水難事故等を未然に防止するため、ため池管理者等への点検・管理技術研修を県と連携して実施している。 - ため池の治水活用への費用補助を行う。
三田市		県と連携し、ため池管理者講習会等を通じ、ため池管理者に適切な管理や事前放流の啓発を実施する。
西脇市		大雨が予想される場合には、事前にため池管理者へ連絡し、水位を下げるように依頼する。
三木市		- 新規ため池整備地区については、計画段階から洪水吐にスリットを設置し非灌漑期における洪水調整機能を持たせるように計画していく。 - ため池の治水活用への費用補助を行う。
小野市		- 大雨が予想される場合には、事前にため池管理者へ連絡し、水位を下げるように依頼する。 - ため池の治水活用への費用補助を行う。
加西市		- 大雨が予想される場合には、事前にため池管理者へ連絡し、水位を下げるように依頼する。 - ため池の治水活用への費用補助を行う。
加東市		- CATV の文字放送(台風毎)や文書での依頼(年1回)により、ため池管理者に適切な管理や事前放流の啓発を実施する。 - 今後改修するため池には事前放流孔を設置する。 - ため池の治水活用への費用補助を行う。
多可町		大雨が予想される場合には、事前にため池管理者へ連絡し、水位を下げるように依頼する。
加古川市		大雨が予想される場合には、事前にため池管理者へ連絡し、水位を下げるように依頼する。
高砂市		- 大雨が予想される場合には、事前にため池管理者へ連絡し、水位を下げるように依頼する。 - ため池の治水活用への費用補助を行う。
稲美町		大雨が予想される場合には、事前にため池管理者へ連絡し、水位を下げるように依頼する。
播磨町		- 大雨が予想される場合には、事前にため池管理者へ連絡し、水位を下げるように依頼する。 - ため池の治水活用への費用補助を行う。

表15 ため池における雨水貯留容量の確保に関する取り組み
今後10年間の取り組み ※これまでの取り組みは資料編へ

(県)(丹波篠山市 等)

- ・ 水利施設管理強化事業による、ため池の治水活用への費用補助を追記。

●水利施設管理強化事業（特別型）とは…

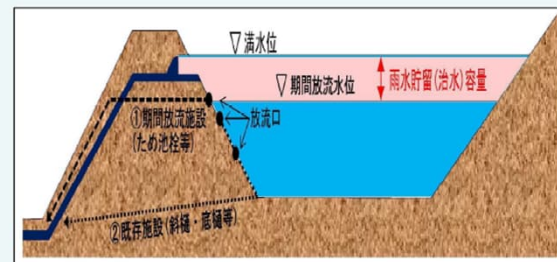
大雨時の雨水の流入に備え、これまでの「ため池治水活用拡大促進事業」と同様に出水期〔6月～10月〕のうち少なくとも1ヶ月以上)を定めてため池の水位を常時下げておくため池管理者の取組に対し、施設の操作・点検等を円滑に実施するための費用を国、県並びに市町が支援する事業です。

また、治水活用の推進にかかる研修会の費用等についても助成対象になりました。

※事業を行うには、兵庫県総合治水条例に基づく『指定雨水貯留浸透施設』もしくは『指定貯水施設』に指定することが要件となります。

【例】期間放流(9月から10月で実施する場合)のため池治水活用の取組イメージ

- ①新たに設置する放流施設や、②既存の施設を利用し、翌年の営農に支障のない範囲で期間を定めて水位を下げ、雨水貯留(治水)容量を確保



Ⅲ 計画(本編)の主な改定内容

6-1 浸水が予想される区域の指定・県民の情報の把握

本編P. 37～38

表 17 浸水が想定される区域の指定に関する取り組み

対象	実施主体	今後の取り組み
流域圏全体	国	・洪水ハザードマップの作成主体である関係市町に対して最大限の支援を行い、浸水想定区域に応じた洪水ハザードマップの作成・普及の支援や洪水ハザードマップを活用した防災訓練への利用促進に努める。
	県	・CGハザードマップで整備した情報を今後も継続して公開する。 ・CGハザードマップの更なる充実を図る。 ・県内の自然災害の記録や防災学習の情報について、更なる充実を図る。
	市町	・ハザードマップの更なる周知に努める。 ・内水浸水想定区域図の作成・公表及び内水浸水ハザードマップの作成・周知を実施する。 ・想定最大規模降雨による洪水を対象とした、手作りハザードマップ等の市域の実情に応じた取り組みを実施する。
丹波篠山市		・洪水浸水想定区域や避難に必要な事項等の県民への周知を継続して実施する。 ・ 想定最大規模降雨による内水浸水想定区域図の作成を行う。 ・自治会で作成する防災マップづくりを更に促進していく。
丹波市		・作成したハザードマップに基づいた避難訓練等を通じて検証を進めると共に定期的にマップ更新を促進する。
神戸市		(計画地域全体の取り組みと同様)
三田市		(計画地域全体の取り組みと同様) ・地域版ハザードマップを作成・全戸配布しており、今後も更新の都度、周知に努める。
西脇市		(計画地域全体の取り組みと同様) ・自主防災訓練において、ハザードマップを活用し、地先のリスクを周知するとともに、自主防災訓練でのDIGの取り組みを推奨し支援する。 ・ 内水浸水想定区域図の作成・公表及び内水浸水ハザードマップの作成・周知を実施する。
三木市		(計画地域全体の取り組みと同様) ・今後も防災情報マップ更新の都度、配布し周知する。
小野市		・平成26年に浸水想定区域や避難に必要な事項等を市民に周知するため、ハザードマップを作成し、配布する予定である。 ・ 令和6年度市街地の内水浸水ハザードマップの作成・周知を実施する。 ・出前講座等により、ハザードマップを活用し、地先のリスクを周知するとともに、今後自治会で作成する防災マップづくりを促進していく。
加西市		(計画地域全体の取り組みと同様) ・ハザードマップを活用し、自主防災組織による定期点検を行うとともに、自主防災訓練を実施していく。 ・ 内水浸水想定区域図の作成・公表及び内水浸水ハザードマップの作成・周知を実施する。
加東市		(計画地域全体の取り組みと同様) ・ 内水浸水想定区域図の作成・公表及び内水浸水ハザードマップの作成・周知を実施する。 ・統合型GISを活用し、市民がパソコンを使って災害危険箇所等の内容を閲覧できる環境整備を検討する。
多可町		・全集落で避難訓練を主とした防災訓練を実施する際に、防災マップの活用方法や日頃の備え、非常時の対応等の周知を図る。 ・ 土砂災害特別警戒区域など新たな警戒区域を追加し、ハザードマップを更新する。
加古川市		(計画地域全体の取り組みと同様) ・出前講座等において、ハザードマップを活用し、浸水想定区域や避難の方法などの周知を行う。
高砂市		・ハザードマップを活用し、起こりうる水害のリスクを周知するとともに、自主防災会で作成する防災マップづくりを更に促進していく。 ・浸水想定区域や避難に必要な事項等を市民に周知するため、ハザードマップを活用した出前講座を行う。
稲美町		(計画地域全体の取り組みと同様)
播磨町		(計画地域全体の取り組みと同様) ・出前講座の実施により、ハザードマップの活用方法を周知する。

表17 浸水が予想される区域の指定に関する取り組み

今後10年間の取り組み ※これまでの取り組みは資料編へ

(丹波篠山市、西脇市等)

・内水浸水想定区域図の作成・公表や内水ハザードマップの作成・周知を追記。

(多可町)

・土砂災害特別警戒区域等の新たな警戒区域を追加したハザードマップの更新を追記

Ⅲ 計画(本編)の主な改定内容

6-2 浸水による被害の発生に係る情報の伝達 本編P.39

表 18 浸水による被害の発生に係る情報の伝達に関する取り組み

対象	実施主体	今後の取り組み
流域圏全体	国	・ 今後も各種情報の改善を進めるとともに的確な情報伝達に努める。 ・ 各種防災情報の入手方法の啓発に努める。 ・ 毎年、出水期前に開催している洪水予報連絡会を活用して連絡体制を確認する。 ・ 毎年、出水期前に開催している水防伝達演習等を活用してタイムラインを検証する。 ・ 管理する河川の流域を対象に、河川・気象情報をもとに発表する洪水予報など、自らの基本的な防災行動を時系列で確認するための加古川流域タイムラインの策定を行う。 ・ 「緊急WEB会議」の運用、マニュアル（案）の作成を行う。 ・ 内外水一体型の水害リスクマップの作成を行う。
	県	・ 今後も的確な情報伝達に努める。 ・ 洪水時の水位予測等を市町へ配信し、水防活動や避難勧告等の発令の支援を図る。 ・ 各種防災情報の入手方法の啓発に努める。 ・ 毎年、出水期前に開催している水防連絡会を活用して連絡体制を確認する。 ・ 毎年、出水期前に開催している水防伝達演習等を活用してタイムラインを検証する。
丹波篠山市		・ 今後も継続して「丹波篠山デカンショ防災ネット」（メール）により、防災情報の発信を実施する。 ・ 市内の緊急情報システムの統合化に向けた検討を行う。 ・ 「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」については、新ガイドラインを参考に内容を見直していく。
丹波市		・ 今後も継続して丹波市 SNS などにより、防災情報等を発信していくとともに、更なる登録を促す。 ・ 消防団員（水防団員）へは独自のメール配信を今後も継続して実施する。
神戸市		・ 今後も継続してメール等により、防災情報の発信を実施する。 ・ 継続して、情報伝達体制を整備するとともに、ひょうご防災ネット等の情報伝達ツールの活用促進に努める。
三田市		・ 今後も継続して「さんだ防災・防犯メール」により、防災情報の発信を実施する。
西脇市		・ 今後も継続して、「にしわき防災ネット」（メール）により、防災情報の発信を実施する。

表18 浸水による被害の発生に係る情報の伝達に関する取り組み

今後10年間の取り組み ※これまでの取り組みは資料編へ（国）

- ・ 管理する河川流域を対象とした、基本的な防災行動を時系列で確認する加古川流域タイムラインの策定を追記。
- ・ 「緊急WEB会議」の運用、マニュアル（案）の作成を追記。
- ・ 内外水一体型の水害リスクマップの作成を追記。

Ⅲ 計画(本編)の主な改定内容

6-3 浸水による被害の軽減に関する学習 本編P.4 2

表 20 防災マップに関する取り組み

対象	実施主体	今後の取り組み
流域圏全体	国	・今後も関係市町と連携し防災マップに取り組む。
丹波篠山市		・防災マップ作成を未作成の自治会へ呼びかける。 ・地区別の防災マップの作成後、一枚の防災マップにまとめ、全ての情報を記載したマップを各世帯数に提供する。 ・自治会がまとめたマップを基に、地域の防災上の課題を検討し、防災設備や資機材の点検を行う。
丹波市		・定期的にマップ更新を行っていくように出前講座等により指導を行う。(更新支援) ・随時、県民からの意見や情報を加筆していくように指導を行う。 ・作成した防災マップの検証作業を含む風水害を想定した避難訓練の実施を呼びかける。(訓練計画の提示)
三田市		・今後も地域版防災マップ作成を継続する。 ・既作成済地域版防災マップについても更新時の支援を行う。
西脇市		・未実施の自主防災会に対し、積極的な実施を呼びかけていく。
三木市		・未作成の自治会へ防災マップの作成を呼びかける。
小野市		・年 1 回の自主防災組織の研修会で防災マップの作成要領を指導し、その後希望によって作成支援をしていく。
加西市		・新規居住者、市内企業への地域版防災マップを配布し、周知を図っていく。
加東市		・浸水想定区域、危険箇所、避難場所、避難経路などの確認のほかに、避難行動要支援者の避難支援に向けた内容を検討していく。 ・水害データだけではなく、土砂災害に関する情報を充実し、避難計画づくりを支援する。また、地震に関する情報の追加を検討していく。 ・マイ避難カード・マイタイムライン作成に向けた講習会を行う。
多可町		・多可町社会福祉協議会と連携し、集落における防災・福祉マップの作成を支援する。
加古川市		・出前講座により、地域住民が作成する防災マップづくりを支援し、地域住民の防災意識の向上に努める。
高砂市		・出前講座により、マイ避難カードの作成支援を行う。
稲美町		・今後、検討する。
播磨町		・出前講座により、マイ避難カードの作成支援を行う。

表20 防災マップに関する取り組み

今後10年間の取り組み ※これまでの取り組みは資料編へ

(加東市)

- ・マイ避難カード・マイタイムライン作成に向けた講習会を追加。

(多可町)

- ・多可町社会福祉協議会と連携した集落における防災・福祉マップの作成支援を追記。

(高砂市、播磨町)

- ・出前講座によるマイ避難カード作成支援を追記。

Ⅲ 計画(本編)の主な改定内容

6-4 浸水による被害の軽減のための体制の整備 本編P.43

表 21 水防活動等への支援に関する取り組み

実施主体	今後の取り組み
丹波篠山市	- 今後も地域の防災訓練時には防災物資の無償提供などの支援を行う。 - 自主防災組織の防災・避難訓練を積極的に指導し、多くの地域県民の参加に努める。
丹波市	- 自主防災組織が実施する防災訓練で出前訓練等（各種防災講話を含む）を実施する。 - 自主防災組織における備蓄資機材等の購入費助成を行う。 - 丹波市防災会（H24.6設置/任意団体）の協力得て自主防災組織の防災訓練支援を行う。
神戸市	- 消防署、区役所等が中心となり、防災福祉コミュニティが実施する地域の防災訓練の支援を継続する。 - 市で作成したハザードマップをもとに、市職員が地域に出向いて説明し、理解を深めてもらう「出前トーク」などの取り組みを活用し、啓発に努める。
三田市	市の備蓄する水防活動に必要な資機材、備品等の充実を図る。
西脇市	- 市の備蓄する水防活動に必要な資機材、備品等の充実を図る。 - 自主防災組織育成助成事業として、水防等資機材購入費の補助を行う。
三木市	- 三木市自主防災組織補助金交付要綱を定め、自主防災組織の交付申請により、水防活動に必要な資機材についての補助を継続する。 - 消防団に対する水防訓練の指導、活動支援を継続する。
小野市	- 水防活動の中心となる消防団に対して、土のう作成・土のう工法等の訓練指導等の活動支援を継続する。 - 水防活動をする上での支援内容の見直しを随時実施する。 - 加古川中流域における災害時の水防活動拠点となり、平常時には地域のにぎわい創出のための拠点となる施設（MIZBEステーション）を国と協働で整備する。
加西市	- 土のう袋を無料配布し、自主防災組織による土のう備蓄を推進する。 - 消防団に対して水防訓練の指導を継続する。 - 毎年、自主防災組織による土のう作成の訓練日を設定し、訓練を呼びかける。
加東市	- 水防団に対して、水防工法訓練や土のう作成指導を継続する。 - 自主防災組織育成助成事業として、水防等資機材購入費の補助を行う。
多可町	自主防災組織や消防団に対して、土のう作成、土のう工法等の訓練指導を継続する。
加古川市	- 自主防災組織や消防団に対して、土のう作成、土のう工法等の訓練指導を継続する。 - 自主防災組織に対して、防災資機材等の購入、買い替えの補助金交付を行う。
高砂市	自主防災組織等で行われる防災訓練等の自主的な活動について積極的に支援を行う。
稲美町	災害に備え、消防団を中心とした水防体制の構築に努めるとともに、自主防災組織の育成を継続する。
播磨町	- 自主防災組織に対して、土のう作成・土のう工法等の訓練指導、土のうの事前配布を継続する。 - 自主防災組織に対し、運営費補助金の交付を継続する。

表21 水防活動等への支援に関する取り組み

今後10年間の取り組み ※これまでの取り組みは資料編へ

（小野市）

- ・災害時の水防活動拠点となり、平常時は地域のにぎわいを創出する拠点となるMIZBEステーションの整備を追記。

Ⅲ 計画(本編)の主な改定内容

6-4 浸水による被害の軽減のための体制の整備 本編P.4 5

表 22 円滑な避難体制の整備に関する取り組み

実施主体	今後の取り組み
県	・市町が行う要配慮者利用施設に関する取り組みを支援する。 ・市町が行う広域避難への対応の検討を支援する。 ・広域避難に関する先行事例の周知など技術的支援を実施
丹波篠山市	・避難所の入り口に避難所の表示看板を多言語で設置する。 ・避難行動要支援者台帳を作成し、地域で要配慮者の避難支援を行える体制づくりの構築に向けて取り組む。
丹波市	・近隣市町間での相互応援体制を構築できるように協議を継続する。 ・災害対策基本法の改正内容に基づき、避難行動要支援者台帳整備に努め、制度の充実を図る。 ・避難行動要支援者の個別避難計画作成、個別避難訓練の実施を行う。
神戸市	・災害発生時には、迅速な応急対応を実施するために、地域防災計画の中に防災対応マニュアル（避難誘導マニュアル、避難所開設・運営マニュアル等も含まれる）を整備する。 ・「くらしの防災ガイド」を毎年梅雨時期前に全戸配布し、防災情報、避難行動、各種ハザード、避難所などの情報発信を継続する。
三田市	・災害発生時に円滑に避難できるよう、地域内で避難行動要支援者名簿を活用し住民同士が助け合う取り組みを継続する。
西脇市	・近隣協力体制づくりが未実施の地区に対して実施を呼びかけていく。 ・避難判断・伝達マニュアルの見直しを随時実施する。 ・リアルタイムに浸水状況を把握するため、浸水の危険性がある箇所にワンコイン浸水センサを設置する。
三木市	・避難判断・伝達マニュアルの見直しを随時実施する。 ・指定避難所の看板を更新する。
小野市	・避難施設等への案内板等の整備を継続する。 ・出水期前に注意喚起リーフレットを全戸回覧する。 ・市全域を対象とした緊急速報メール配信訓練を行い、避難情報の周知を行う。 ・民生委員等の協力を仰ぎ、避難行動要支援者の個別計画策定に努める。 ・リアルタイムに浸水状況を把握するため、浸水の危険性がある箇所にワンコイン浸水センサを設置する。
加西市	・毎年4～5月に地区連絡参集職員と施設管理者による避難所の点検及び協議を実施する。 ・避難行動要支援者の個別避難計画作成、個別避難訓練を実施する。 ・避難判断マニュアルに基づく避難所点検を実施する。
加東市	・避難行動要支援者の避難計画について手作りハザードマップへの反映やGISシステムへの連動を検討する。 ・避難行動要支援者名簿及び台帳整備を行い随時更新する。 ・要望のある河川護岸に、浸水想定ラインの設置を継続する。 ・避難行動要支援者の個別避難計画作成、個別避難訓練を実施する。 ・「命のカプセル」の配布（氏名や避難所などを記載した書類や葉などを収納でき、冷蔵庫で保管する箱） ・リアルタイムに浸水状況を把握するため、浸水の危険性がある箇所にワンコイン浸水センサを設置する。

表22 円滑な避難体制の整備に関する取り組み

今後10年間の取り組み ※これまでの取り組みは資料編へ

(丹波市)

・避難行動要支援者の個別避難計画と訓練を追記。

(西脇市)

・ワンコイン浸水センサの設置の検討を追記。

(小野市)

・ワンコイン浸水センサの設置の検討を追記。

(加西市)

・避難行動要支援者の個別避難計画と訓練を追記。

(加東市)

・避難行動要支援者の個別避難計画と訓練を追記。

・ワンコイン浸水センサの設置の検討を追記。

Ⅲ 計画(本編)の主な改定内容

6-4 浸水による被害の軽減のための体制の整備 本編P.46

表 22 円滑な避難体制の整備に関する取り組み

実施主体	今後の取り組み
多可町	- 避難判断・伝達マニュアルの適時見直しを実施する。 - 全集落で避難訓練を主とした防災訓練を実施し、日頃の備え、非常時の対応等の周知を図る。また、自主組織の活性化を進め、組織の確立できていない3つ集落に対して、体制構築、行動計画作成をとおして組織の確立を呼びかける。
加古川市	- 指定緊急避難場所及び指定避難所に、災害種別をピクトグラムで表示した看板の設置を継続する。 - 臨海部の公園等に海拔表示看板の設置を継続する。 - 避難行動要支援者名簿の作成、平時からの地域への情報提供、個別避難計画の作成、計画に基づく訓練の実施 - リアルタイムに浸水状況を把握するため、浸水の危険性がある箇所にワンコイン浸水センサを設置する。
高砂市	- 水害発生時に避難行動要支援者が円滑に避難できるよう、地区内で住民同士が助け合う体制づくりを呼びかける。 - 市内の避難所については、災害時避難場所の標識の設置を継続する。 - 電柱巻付広告看板の新規及び取替え時に、津波に関する海拔表示や避難所誘導情報等を表示した広告看板を設置する。
稲美町	避難行動要支援者の避難支援体制の整備を継続する。
播磨町	- 学校、公民館、公園等に災害時避難場所を表示した標識の設置を継続する。 - 海拔を表示した標識の整備を継続する。

表22 円滑な避難体制の整備に関する取り組み

今後10年間の取り組み ※これまでの取り組みは資料編へ

(加古川市)

- ・避難行動要支援者の名簿、情報提供、個別避難計画と訓練を追記
- ・ワンコイン浸水センサの設置の検討を追記。

Ⅲ 計画(本編)の主な改定内容

6-4 浸水による被害の軽減のための体制の整備 本編P.46

表 24 雨水管理総合計画の策定

実施主体	今後の取り組み
丹波篠山市	・雨水管理総合計画の策定・公表を行う。
丹波市	・令和6年3月に雨水管理総合計画の策定・公表を行っている。
神戸市	・雨水管理総合計画の策定・公表を行う。
加西市	・雨水管理総合計画の策定・公表を行う。
加古川市	・雨水管理総合計画の策定・公表を検討中

表24 雨水管理総合計画の策定

今後10年間の取り組み ※これまでの取り組みは資料編へ

(丹波篠山市、神戸市 等)

・雨水管理総合計画の策定・公表を行う。

(丹波市)

・令和6年3月に雨水管理総合計画の策定・公表済。

(加古川市)

・雨水管理総合計画の策定・公表を検討中。

Ⅲ 計画(本編)の主な改定内容

6-5 訓練の実施 本編P.47～48

6-5 訓練の実施

国、県、市町及び防災関係機関及びライフライン関係機関で構成する「加古川・揖保川洪水予報連絡会」及び「水防連絡会」を毎年、増水期前に開催し、重要水防箇所の見直し等情報の共有を図る。

国、県及び市町等は、大規模洪水時（堤防破堤やゲリラ豪雨による内水浸水等）を想定した実践的な演習を行うとともに、防災関係機関と連携して水防訓練を実施する。また、県民も水防訓練に積極的に参画するなど、「自助」「共助」の取り組みを進める。

表 25 訓練の実施に関する取り組み

対象	実施主体	今後の取り組み
流域圏全体	国	・毎年、加古川洪水予報連絡会議及び水防協議会を開催し、重要水防箇所について関係機関との情報共有を図るとともに、緊急時の連絡体制確認を行う。
	県	・毎年増水期前に県・市町や防災関係機関で構成する「水防連絡会」を実施し、水防に関する相互の情報共有や連携強化に努める。
丹波篠山市		・毎年1回、地域住民、警察、消防、自衛隊と市が協働で、避難訓練を主体とした防災訓練を継続する。
丹波市		・年間を通じて、自治会を母体とする自主防災組織が実施する防災訓練を継続して支援し、その中で風水害等を想定した避難訓練、水防訓練等の出前訓練を継続する。 ・毎年3月頃に小学校区を対象とした総合防災訓練を実施する。
神戸市		・毎年、住民、消防団、学校、行政、他機関が協働で、防災福祉コミュニティ訓練、区防災訓練、全市訓練等を実施する。
三田市		・水防訓練を含む総合防災訓練を毎年実施する。
西脇市		・震災を想定した訓練や消防団による水防訓練、自主防災組織による避難訓練等を実施していく。 ・自主防災訓練において災害図上訓練（DIG）の実施を呼びかける。
三木市		・被害想定を風水害と地震で隔年とし、年1回、消防、自衛隊、警察、消防ヘリ等が参加した大規模な訓練を実施する。
小野市		・市内小学校区ごとに、地域住民・児童・保護者・学校関係者などが参加した防災訓練を実施する。 ・災害時において、応急復旧活動や救助活動、避難等を迅速に行えるように訓練を市、県民、関係機関の協力のもとに実施する。 ・避難行動要支援者の避難訓練など、訓練内容の見直しを随時実施する。
加西市		・自主防災組織を対象とした土のう作り訓練を行うとともに、自主防災組織が実施する防災訓練への支援を行う。 ・毎年、小学校区単位で、地域や行政、消防など関係機関が連携して行う、避難所運営や防災マップ作成等の防災訓練を実施する。 ・毎年、地域や行政、自衛隊、消防など関係機関が連携して、総合防災訓練を実施する。
加東市		・小中学校において自主防災組織との合同防災訓練を実施する。
多可町		・地域防災力の向上のため、自主防災組織の単位で、要配慮者も参加した避難訓練の実施を呼びかける。 ・今後、防災関係機関との連携強化のための総合防災訓練を実施する。

表25 訓練の実施に関する取り組み

今後10年間の取り組み ※これまでの取り組みは資料編へ

（県民）

・県民の水防訓練への参画を追記

（西脇市）

・自主防災組織訓練において災害図上訓練（DIG）の実施の呼びかけを追記

（小野市）

・避難行動要支援者の避難訓練等の見直しの随時実施を追記

（多可町）

・自主防災組織単位での要配慮者も参加した避難訓練の実施の呼びかけを追記

Ⅲ 計画(本編)の主な改定内容

9 モデル地区等における取り組み

本編P.56～64

(1) 加東市河高地区

表 27 河川・下水道対策における今後の取り組み

対策	内容	主体	備考
河川対策	加古川本川において河床掘削等を実施する。	国	加古川水系河川整備計画(国管理区間)より抜粋。整備計画の計画期間は、平成23年より約30年間である。河川整備計画では社・河合地区(28.4～30.6k)に該当する。
安取樋門の整備及び適切な操作	日常の維持管理と出水時における適切な操作を行う。また、施設管理者は住民に操作方法を指導する。	県民、県民(施設管理者)	

表 28 流域対策における今後の取り組み

対策	内容	主体	備考
水田貯留	営農者の協力を得た上で、田んぼの落水口へのセキ板の設置による水田貯留に取り組むように普及活動を行う。	県、加東市、県民	
ため池の事前水位下げ等による雨水貯留機能の確保	ため池管理者は、大谷奥池、大谷中池、大谷口池、オヶ谷池において、大雨が予測される場合は、事前にため池の水位を低下させ、雨水を貯留する容量確保について検討する。	県民(ため池管理者)、	
ため池の治水活用に関する普及啓発	CATVの文字放送(台風毎)や文書での依頼(年1回)により、ため池管理者に適切な管理や事前放流の啓発を実施する。	加東市	

9 モデル地区等における今後の取り組み

(加東市河高地区)

(西脇市黒田庄町福地地区)

(多可町加美区多田川流域)

(法華山谷川流域)

・各モデル地区の今後10年間の取り組みを記載

※ 各モデル地区の概要、これまでの取り組みは資料編へ

III 計画(資料編)の主な改定内容

5 他流域での総合治水対策の効果事例

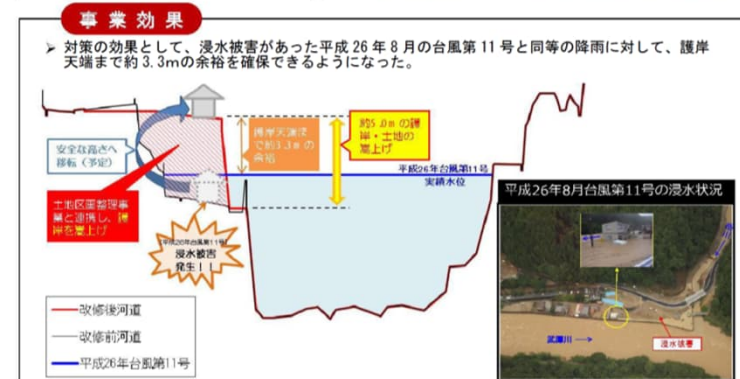
資料編P.170～177

5 他地域での総合治水対策の効果事例

(1) 宝塚市武田尾住宅地区（ながす）対策

宝塚市武田尾住宅地区：「ながす」対策

武庫川中流部の武田尾住宅地区は流下能力が低く、昭和 58 年、平成 11 年、平成 16 年、平成 26 年に度重なる被害に見舞われている。このため県では、住民の安心な生活環境を確保するため、「ながす」対策として護岸・土地の嵩上げ工事を実施し、平成 28 年度末に完成した。対策の効果として、浸水被害があった平成 26 年 8 月の台風第 11 号と同等の降雨に対して、護岸天端まで約 3.3m の余裕を確保できるようになった。



5 他流域での総合治水対策の効果事例

宝塚市武田尾住宅地区（ながす） 他7事例

・他流域の各地区における総合治水対策の事業概要、事業効果、アンケート調査結果などを記載。